

仕 様 書

業務名 白石清掃工場敷地内地歴調査

余白

白石清掃工場敷地内地歴調査 仕様書

本仕様書は、札幌市(以下「委託者」という。)が委託する「白石清掃工場敷地内地歴調査(以下「業務」という。)」に適用し、受託者が行う業務の仕様、条件等について定めるものである。

共通仕様書

1 業務の目的

篠路破碎工場の老朽化に伴い更新する施設の建設において土壌汚染対策法第4条に基づく届出を行うにあたり、事前に自主的な土壌汚染調査を行う。本業務は、当該土壌汚染調査のうち汚染のおそれの有無等を明確にする地歴調査を行うことを目的とする。

2 業務の名称

白石清掃工場敷地内地歴調査

3 業務の場所

白石清掃工場敷地(札幌市白石区東米里2170)

4 業務期間

契約締結日より令和3年3月25日まで

5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

6 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成にあたっては事前に業務主任と協議を行うこと。また、成果報告書について、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

(1) 契約後速やかに提出する書類

- | | |
|--------------|----|
| ①業務着手届 | 2部 |
| ②業務実施計画書 | 2部 |
| ③業務工程表 | 2部 |
| ④主任技術者等指定通知書 | 2部 |

(2) 業務完了時に提出する書類

- | | |
|--------|----|
| ①業務完了届 | 2部 |
| ②成果報告書 | 3部 |
| ③参考資料 | 一式 |
| ④電子データ | 一式 |

(3) その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

(4)業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

(5)成果報告書に関する注意事項

- ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電
算機使用の場合は入力条件を明示すること。)
- イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- ウ 業務協議簿・その他業務主任から指定されたものを添付すること。
- エ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。
- オ 電子データは、原則以下の 2 種類を作成すること。他形式で提出する際は、業務主任と協議
すること。
ワープロソフト(マイクロソフト WORD 2010 と互換性が確認されているもの)形式と PDF 形式
で作成すること。
- カ ワープロソフト形式の電子データは委託者側で自由に変更できる状態にしておくこと。PDF 形
式の電子データは印刷やコピーなどできる状態にしておくこと。

7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、プラントメーカーの見積資料など受託者が自ら作成したもの以外については別途協議することができる。

8 再委託について

受託者は、業務の主たる部分について再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

9 業務管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、主任技術者を定め、業務全般について技術的な管理を行わせること。
なお、主任技術者は担当技術者を兼務することができるものとする。
- (2) 主任技術者は、土壌汚染対策法第 33 条に規定する技術管理者の資格を有するものとする。
- (3) 全ての打合せには、特別な事情が無い限り主任技術者が出席すること。また、出席できない場合は同等の知識・経験を有する担当技術者が出席すること。
- (4) 本業務についての打合せ及び協議事項は、すべて議事録を作成し、委託者に提出すること。

10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出のこと。

11 法令等の順守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

1 2 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者により有利あるいは不利が生じないよう留意し、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。(別記「個人情報取扱注意事項」)
- (3) 受託者は、業務に係る電子データ等の流出が無いようにセキュリティーを万全にすること。

1 3 関係機関との協議

基礎調査の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

1 4 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

1 5 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

『別記』

「個人情報取扱注意事項」

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による個人情報に係る業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書

1 資料等調査

(1) 私的資料調査

過去の土地所有者が所有する資料等を入手可能な場合は、当該資料を調査する。

(2) 一般公表資料調査

一般的に公表されている、住宅地図・航空写真調査、登記簿調査、地形・地質及び水利地質図調査等を調査する。

2 現地調査

(1) 現地踏査

現地にて地形の状況、土地の現況、汚染可能性のある利用状況等を確認する。立ち入りが不可能な場合は、対象地周辺より目視を行い、可能な限り現地状況を把握する。

(2) 聞き取り調査

市職員のほか、必要に応じて、関係市職員や近隣居住者等の地元精通者を対象に聞き取り調査を実施し、過去の土地利用履歴の確認を行う。有効な調査結果が得られるように調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意し、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生やトラブルを避けるように注意する。

3 地歴調査報告書作成

(1) 結果の整理

資料等調査、現地調査等で得られた結果を整理し、対象地の汚染のおそれの区分や利用履歴等について整理する。汚染のおそれの区分については、「A」（土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地）、「B」（土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地）、「C」（土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地）の3区分とする。

(2) 試料採取区画等設定

前項のおそれの区分にもとづき、必要に応じて、当該対象地に対して土壤汚染対策法施行規則第4条にある区画設定および調査対象物質の選定を行う。なお、調査対象物質は、土壤汚染対策法第2条第1項に規定される特定有害物質から選定する。

4 土壤汚染状況調査計画の立案

前項の調査報告書を基に、調査の範囲、深さ、調査項目、調査数量、概算費用について検討を行う。

5 打ち合わせ

初回、中間及び最終の3回を基本に、必要時期に応じて打ち合わせを行う。

6 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 報告書 | 3部 |
| (2) 報告書（資料集） | 3部 |
| (3) その他 | |

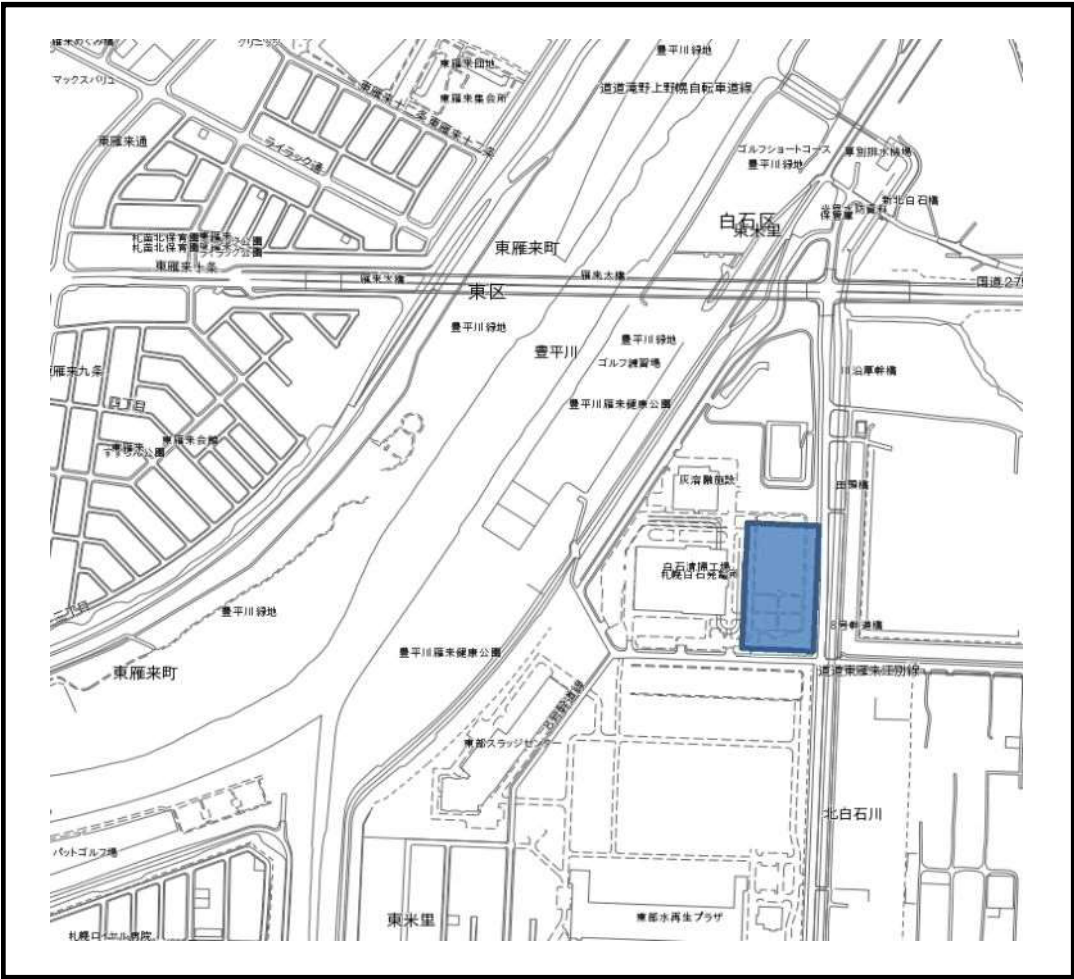
調査対象地詳細

所在地：白石区東米里2170



：対象地

図面番号1



拡大図(図面番号1)

